

熱海市指令公水第8号
令和7年6月10日

裁決書

審査請求人

処分庁 热海市長

上記審査請求人が令和6年7月22日付けで提起した、上記処分庁による熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第2項に基づく公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第2項第2号に基づき、改めて開示決定等を行うべきである。

事案の概要

1 令和6年6月5日付け（同月6日受付）、審査請求人は、処分庁に対し、条例第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「令和3年7月に発生した伊豆山土石流災害を原因として被災した施設等の設置に関する土地所有者との間における権利関係に係る文書及び七尾調圧槽の設備の操作記録に関するもの」

（以下「本件開示請求文書」という。）

2 令和6年7月16日、処分庁は、本件処分を行った。

3 令和6年7月19日付け（同月22日受付）、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

4 令和6年9月27日、審査庁は、条例第20条第1項の規定に基づき、熱

海市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

- 5 令和6年11月20日、処分庁は、審査会に対し意見書を提出した。
- 6 令和7年1月18日付け（同月20日受付）、審査請求人は、審査会に対し意見書を提出した。
- 7 令和7年6月2日、審査会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきとする答申をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、次のとおり、非公開とする文書に該当しない。

- (1) 条例第7条第6号の規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）第5条第6号の規定にならったものであり、各都道府県・市町村の情報公開条例に同様の規定が置かれており、情報公開法第5条第6号の規定に関しては、冒頭部分が包括的な規定であり、イ・ロ・ハ・ニ・ホの部分は例示例挙である。
- (2) 情報公開法第5条第6号の冒頭部分の規定について、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に関しては、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められ、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- (3) 情報公開法第5条第6号ロの「契約、交渉又は争訟に係る事務にし、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に関しては、法務省本省情報公開審査基準、厚生労働省の不開示情報に関する判断基準等で同様の解釈が示されているところであり、訴訟の対応方針に関する文書など、それを公に

することにより、当該地方公共団体の訴訟追行に支障を来たしたり、訴訟当事者としての地位を不安定にし得るものが対象文書となる場合に限られる。

- (4) 地方公共団体が当事者になる争訟においては、当然ながら、証拠として多数の公文書を提出することが少なくないが、そういう訴訟に関連する文書が情報公開法第5条第6号ロの文書になるものではなく、そのような解釈を取れば、訴訟に係る事案に関係するありとあらゆる文書が非公開対象となるのであって、当該規定の趣旨に全く反することになることは明白である。
- (5) 情報公開法第5条第6号に係る解釈は、各地方公共団体の情報公開条例における同様の規定にも当てはまるものであり、熱海市情報公開条例の規定についても同様である。
- (6) 本件において、審査請求人が開示請求とした対象文書は、熱海市の訴訟の対応方針に関する文書など、熱海市の訴訟追行や熱海市の訴訟の対応方針等に係る文書ではなく、土地の権利関係に係る文書や水道施設の操作記録に係る文書であって、訴訟に関連して作成されたものではなく、もともと熱海市が保有し、または作成していた文書ないし電磁的記録であり、「本件訴訟の熱海市の方当事者としての地位を不当に害する蓋然性」など、一切認められないことは明らかである。
- (7) 事務又は事業の適正な遂行への「支障」の程度は実質的なものが要求される上、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性までが求められるが、熱海市の事務である本件訴訟の追行に関連して、審査請求人が請求した各種文書の開示が「支障」を生じるとは認める余地もなく、支障を生じる客観的な蓋然性も一切認められない。
- (8) 以上のことから、本件においては、部分開示の要否について検討するまでもなく、条例第7条第6号イに基づき不開示決定を行ったこと自体に明白な誤りがある。本件においては全部公開決定がなされねばならない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 条例第7条第6号では、「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の

性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が不開示情報とされており、「次に掲げる」については、イにおいて「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定されている。

(2) 本件開示請求に係る公文書は、令和3年7月に発生した伊豆山土石流災害を原因として被災した施設等の設置に関する土地所有者との間における権利関係に係る文書及び七尾調圧槽の設備の操作記録に関するもので、当市が訴訟の一方当事者であり、本件決定を行った令和6年7月16日時点において係争中の令和3年（ワ）第378号損害賠償請求事件及び令和4年（ワ）第354号損害賠償請求事件との関連性が高い公文書であることから、これらが公にされることにより、本件訴訟の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあり、本件訴訟の市の一方当事者としての地位を不当に害する蓋然性が高いため、条例第7条第6号イを根拠として不開示としたものである。

理 由

1 審査会の判断

本件処分において適用した条例各条項の該当性について審査会の判断は次のとおりである。

本件処分において適用した条例各条項の該当性について

(1) 条例第7条第6号イの該当性について

ア 条例第7条第6号の解釈

条例第7条第6号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「おそれ」とは公にすることによる支障だけではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 条例第7条第6号イ該当性についての判断

諮問庁は、不開示情報として条例第7条第6号には「市の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されており、同号イにおいて「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定されている旨を主張し、その上で本件処分に係る公文書は、令和3年7月に発生した伊豆山土石流災害を原因として被災した施設等の設置に関する土地所有者との間における権利関係に係る文書及び七尾調圧槽の設備の操作記録に関するもので、当市が訴訟の一方当事者であり、本件決定を行った令和6年7月16日時点において係争中の令和3年（ワ）第378号損害賠償請求事件及び令和4年（ワ）第354号損害賠償請求事件との関連性が高い公文書であることから、これらが公にされることにより、本件訴訟の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあり、本件訴訟の市の一方当事者としての地位を不当に害する蓋然性が高い」と主張するが、条例第7条第6号イは、市の機関等が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報を不開示情報としている。

ここでいう、「争訟に係る事務」とは、現在提起され又は提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務を指すものであり、行政処分等がされる過程において当該処分等の適正を保持するため作成・取得された文書は、これらが後日当該行政処分等に対する争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、争訟に係る事務に関するものと言うことはできない。

このように解しないと、およそ争訟が想定される行政処分等に係る事務に関し作成・取得された公文書は、すべて条例第7条第6号イに該当し、不開示とされる可能性があり、説明責任を全うするという条例の趣旨に照らし不合理な結果となる。

審査会において、諮問庁の意見を聞き本件対象文書を見分した結果、本

件対象文書は、水道事業に係る土地の使用承諾書、使用貸借契約書及び賃貸借契約書並びに令和3年7月1日から3日までの七尾調圧槽に係る水位、送水流量等が記録されたものであり、市の争訟の方針等争訟の追行に関する情報が記録されているものではなく、条例第7条第6号イに該当しないものと認められることから本件処分は妥当とはいえない。

以上より、実施機関は本件決定を取り消し、対象公文書について、改めて開示決定等をすることが妥当である。

2 審査庁の判断

審査庁においても、審査会と同様の理由により、本件処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきであると判断する。

結論

本件審査請求に対する実施機関の判断は、審査会の答申を尊重し、審査会の判断と同様の理由により、主文のとおり裁決する。

令和7年6月10日

熱海市長 齊藤 栄

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算

して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。